

(別記様式第 1 号)

特 殊 車 両 指 導 取 締 調 書

日 時	年 月 日 時 分			場 所			
車両所有者	所 在 地						
	会 社 名	(代表者)					
運 転 者	住 所						
	氏 名						
	連 絡 先						
車 種	単車・建設機械・セミトレーラ・ポールトレーラ・フルトレーラ・その他()						
車 両 番 号				許可証・回答書	有 (携帯・不携帯) 無		
許可・回答番号			許可日・回答日			許可・回答期間	
車両の諸元		幅 (m)	高さ (m)	長さ (m)	総重量 (t)	最大軸重 (t)	
	許可・回答						
	実 際						
特殊車両に該当するか	特殊車両に該当する ・ 特殊車両に該当しない						
積 載 貨 物	許可・回答				分 割	可 能 ・ 不 可 能	
	実 際				分 割	可 能 ・ 不 可 能	
許可の条件	通行経路	許 可					
		実 際					
	通行時間	許 可					
		実 際					
	そ の 他 (誘導車等)	許 可					
		実 際					
処分の実施	指 導 警 告 書 を 発 行 ・ 措 置 命 令 書 を 発 行 (内容)						
記 事							
担 当 職 員	責任者			測定係		記録係	

(別記様式第2号)

指 導 警 告 書

年 月 日

住 所

氏 名 ○ ○ ○ ○ 様

[所属会社 所在地
 法人名
 代表者]

[道路監理員 所属
 氏名]

貴殿が通行させている車両 (※番号 _____ 車両型式 _____
積載貨物 _____) は、下記のとおり道路法の規定に違反しているので、
今後は再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

記

- 1 違反日時
- 2 違反場所
- 3 違反内容
- 4 違反条項
- 5 そ の 他

(備 考)

※には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。

(別記様式第3-1号)

措 置 命 令 書

年 月 日

住 所
氏 名 ○ ○ ○ ○ 様

所属会社 所在地
 法人名
 代表者

道路管理者 大阪市長 印

道路監理員 所属
 氏名

貴殿が通行させている車両（①番号 車両型式 積載貨物 ）
は、下記のとおり道路法の規定に違反しているので、道路法②第 条第 項の規定により③ を命令する。

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1 違反日時
- 2 違反場所
- 3 違反内容
- 4 違反条項
- 5 そ の 他

(備 考)

- 1 ①には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- 2 ②には、措置命令の根拠条文を記載すること。
- 3 ③には、措置命令の内容を記載すること。

(別記様式第 3 - 2 号)

年 月 日

道路管理者
大阪市長 様

申請人 住 所
氏 名

所属会社 所在地
法人名
代表者

車両の停止が生ずる場合の確約書

特殊車両の取締りにおいて、車両を停止する必要が生じたので、道路敷を使用します。

ただし、残留積載物に関する事故及び紛失等の一切の責任は当方で負います。

1. 車両番号

2. 積載物 (品名)

3. 場 所

4. 期 日 (自) 年 月 日 時 分
(至) 年 月 日 時 分

(別記様式第 3－3 号)

通行指示書		
年 月 日 時 分		
道路法第 47 条の 4 第 1 項の規定により、通行にあたって遵守すべき事項として下記の事項を指示する。		
指示事項	車両の通行の区間及び経路	
	道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置	
	その後の措置	※備考に従い報告書を提出すること。
通行許可番号	許可番号 () 無許可	
道路法第 47 条の 4 第 1 項の規定により通行指示を受けた車両の運転者は同項の規定による命令に係る通行にあたっては、本通行指示書を携帯していなければならない。		
道路法第 47 条第 2 項の規定（若しくは道路法第 47 条の 2 第 1 項の規定により付した条件）に違反したので、本通行指示書に従って通行します。 なお、事故等が発生した場合の一切の責任を当方で負います。		
署名 (違反者氏名)		

(備考)

1. 指示を履行したことを確認できる写真等を付したうえで、取締りを行った大阪市建設局道路河川部調整課に本通行指示書を 30 日以内に提出するものとする。(郵送での提出可能。) 提出がない場合は、措置命令違反とする。措置命令違反が認められる場合は、許可の取消（大阪市が許可を行った場合に限り。）及び公表を行う。
2. 「車両の通行の区間及び経路」とは、積載物を取り卸すことができる目的地までの区間及び経路を指す。
3. 道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置とは、徐行等通行条件を指す。
4. 「その後の措置」とは、指示に従って積載物の取り卸し等を指す。

(別記様式第 3 - 4 号)

第 号
年 月 日

住 所
法人名
氏 名

様

道路管理者 大阪市長

措置命令警告書

貴殿が使用し、通行させている車両は、道路法の規定に違反していたため、当該車両を通行させていた貴社の従業員 に対し、別添措置命令書の写しのとおり命令したところである。今後は違反行為の再発防止のため、相当の注意及び監督を尽くすよう厳重に警告する。

大阪市建設局道路河川部調整課

電話 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式第4－1号)

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 (会社名等)
(代表者名) 様

道路管理者 大阪市長

是 正 指 導 呼 出 状

貴殿が使用する車両は、下記のとおり道路法の規定に違反して道路を通行されていることが最後の違反日から1年以内に確認できました。

このような違反行為を繰り返されると、橋梁等の道路構造物に損傷を与え、また、重大な事故を招くことになり、他の道路利用者の利益を阻害することになります。

今後、このような違反行為が再発しないよう、大阪市建設局道路河川部調整課にて是正指導を行います。

なお、下記まで電話連絡の上、 年 月 日までに来庁してください。

記

1. 車両番号
2. 場所
3. 日時
4. 違反内容 (例：別添 警告書及び措置命令書のとおり)

大阪市建設局道路河川部調整課 電話：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

(別記様式第4－2号)

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 (会社名等)
(代表者名) 様

道路管理者 大阪市長

是 正 指 導 書

貴殿が使用する車両は、下記のとおり道路法の規定に違反して道路を通行されていることが確認されました。

このような違反行為を繰り返されると、橋梁等の道路構造物に損傷を与え、また、重大な事故を招くことになり、他の道路利用者の利益を阻害することになります。

今後このような違反行為を再発しないよう厳重に注意するとともに、再発防止の観点から、この違反に対する改善の具体的措置を貴殿にて書面に取りまとめるうえ、〇〇年〇月〇日までに道路管理者大阪市長宛に提出してください。

なお、書面の提出がない又は改善状況が確認されない場合で、かつ1年以内に再度違反があった場合は、弁明の機会を付したうえで、大阪市のホームページ上で、違反した事実について公表することを申し添えます。

記

1. 車両番号
2. 場所
3. 日時
4. 違反内容 (例：別添 警告書及び措置命令書のとおり)

大阪市建設局道路河川部調整課 電話：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

(別記様式第 5 号)

特殊車両通行許可取消通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 (会社名等)
(代表者名) 様

道路管理者 大阪市長

〇〇年〇月〇日付け第 号をもって貴殿に対して行った特殊車両通行許可は、下記の理由により取消す。

(教示)

この処分不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記 1 又は 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1 許可を取り消した理由
- 2 その他

大阪市建設局道路河川部調整課
電話：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
FAX：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

(別記様式第6号)

第 号
年 月 日

道路管理者 ① 様

道路管理者 大阪市長

特殊車両通行許可違反事実について（通知）

年 月 日付け 第 号をもって貴殿が通行許可した
車両②（番号 車両型式 許可を受けた者の住所
氏名 ）は、
年 月 日 時 分頃、大阪市〇〇区〇〇町〇〇地先③
線において、④ したので通知する。

添付書類⑤ 1
2
3

大阪市建設局道路河川部調整課

電話：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

FAX：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

（備 考）

- ①には、通行の許可を行った道路管理者名を記載すること。
- ②には、番号標に表示されている番号、車両型式並びに許可証に記載されている申請者の住所及び氏名を記載すること。
- ③には、道路の種類及び路線名を記載すること。
- ④には、違反内容を記載すること。
- ⑤には、違反行為の内容等を証する書面〔通行許可証（写し）、措置命令書（写し）、特殊車両指導取締調書（写し）〕、写真等を添付するときに、その資料の名称を記載すること。

(別記様式第7号)

告 発 状

告 発 人 道路管理者 大阪市長 ○ ○ ○ ○ 印

被告発人 住 所
氏 名
職 業
所属会社名
年 齢

① 被告発人 所 在 地
法人の名称
(代表者氏名)

被告発人_____は、 ○○年○月○日○時○○分頃、大阪市○○区

○○町○○地先②_____線を道路法③〔 第47条第2項・第47条の2第1項・

第47条の2第6項・第47条の14第1項〕の規定により道路管理者が付した条件に違反して、車両④(番号 _____ 車両型式 _____ 積載貨物 _____)を通行させていたものである。

かかる行為は、道路法⑤〔 第104条第1号・第104条第2号・第103条第5号〕に該当するものであるので、告発する。

① 被告発人_____は、同(法)人の業務に関し、上記被告発人_____が
上記違反行為をしているにもかかわらず、当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督を尽くさなかったものである。
これは、道路法第107条に該当するものであるので、告発する。

添付書類⑥ 1
2
3

年 月 日 大阪府 ○ ○ 警 察 署 長 ○ ○ ○ ○ 様

(備 考)

- 1 一般的制限に違反する車両にこの告発状を使用する。
- 2 ①は、道路法第107条(いわゆる「両罰規定」)に違反する場合に記載すること。
- 3 ②には、道路の種類及び路線名を記載すること。
- 4 ③は、違反条項を選択すること。
- 5 ④には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- 6 ⑤は、罰則条項を選択すること。
- 7 ⑥には、違反行為の状況等を証する書面〔通行許可証(写し)、措置命令書(写し)、特殊車両指導取締調書(写し)〕、写真等を添付するときに、その資料の名称を記載すること。